

島根地方最低賃金審議会
島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会
第3回会議

令和3年10月7日（木）
午後2時00分から
島根労働局専用大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 金額審議
- 3 その他
- 4 閉 会

島根労働局長
倉持 清子 殿



令和3年7月15日

松江市西津田3丁目2-7
自動車総連島根地方協議会
販売部門連絡会
委員長 安食 直哉

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を次のとおり申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

1,167名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県自動車（新車）小売業最低賃金

3. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1に達していること。島根県における自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者数は、2,134名であり、そのうち賃金の最低額に関する労働協約適用労働者数は、1,167名である。

最も低い労働協約の金額	=	923円
現在適用されている法定最低賃金額	=	994円 /時間
		923円 /時間
		872円

4. 添付書類

- (1) 企業内最低賃金に関する協定書（写）
- (2) 申し出合意書及び委任書
- (3) 島根県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数。

